

商品概要説明書

一般財形貯金

(年 月 日現在)

商 品 名	・ 一般財形貯金												
ご利用いただける方	・ J Aと財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者（年齢制限なし）												
期 間 （預入期間）	・ 3 年以上												
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位 （4）預入貯金の種類	・ 次の賃金から年 1 回以上の定期的な天引きにより預入れします。 月例給与および賞与 月例給与 賞与 ・ 1 回あたり 1 円以上 ・ 1 円単位 ・ 預入日の 3 年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。												
払戻方法	・ 一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。												
利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の入手方法	・ 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・ 払戻時に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 1 年ごとに複利計算をします。 ・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。												
手 数 料	—												
付加できる特約事項	—												
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <table border="0"> <tr> <td>（1）6 か月未満</td><td>解約日における普通貯金利率</td></tr> <tr> <td>（2）6 か月以上 1 年未満</td><td>預入時の 2 年以上利率×40%</td></tr> <tr> <td>（3）1 年以上 1 年 6 か月未満</td><td>預入時の 2 年以上利率×50%</td></tr> <tr> <td>（4）1 年 6 か月以上 2 年未満</td><td>預入時の 2 年以上利率×60%</td></tr> <tr> <td>（5）2 年以上 2 年 6 か月未満</td><td>預入時の 2 年以上利率×70%</td></tr> <tr> <td>（6）2 年 6 か月以上 3 年未満</td><td>預入時の 2 年以上利率×90%</td></tr> </table>	（1）6 か月未満	解約日における普通貯金利率	（2）6 か月以上 1 年未満	預入時の 2 年以上利率×40%	（3）1 年以上 1 年 6 か月未満	預入時の 2 年以上利率×50%	（4）1 年 6 か月以上 2 年未満	預入時の 2 年以上利率×60%	（5）2 年以上 2 年 6 か月未満	預入時の 2 年以上利率×70%	（6）2 年 6 か月以上 3 年未満	預入時の 2 年以上利率×90%
（1）6 か月未満	解約日における普通貯金利率												
（2）6 か月以上 1 年未満	預入時の 2 年以上利率×40%												
（3）1 年以上 1 年 6 か月未満	預入時の 2 年以上利率×50%												
（4）1 年 6 か月以上 2 年未満	預入時の 2 年以上利率×60%												
（5）2 年以上 2 年 6 か月未満	預入時の 2 年以上利率×70%												
（6）2 年 6 か月以上 3 年未満	預入時の 2 年以上利率×90%												
貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。												
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）またはリスク管理部（電話：046－221－7292）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A リスク管理部または J A バンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045－211－7716）												

その他参考となる 事項	・「退職等に関する通知書」（退職した日から 6 か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。
----------------	--

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A あつぎ